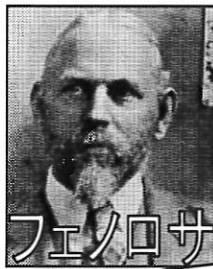


【歴史 教科書 P.184~185 近代文化の形成】

\*近代美術の特徴\*日本の伝統的な美を尊重・欧米美術を取り入れた新しい日本文化

	人物	作品など
日本美術の復興	1 _____	日本美術の復興に努めたアメリカ人。
	2 _____	フェノロサとともに、日本美術の復興に努めた。東京美術学校を創設。
近代的な日本美術	3 _____	絵画『無我』
	4 _____	絵画『悲母観音像』
	5 _____	彫刻『老猿』
欧米美術の導入	6 _____	絵画『湖畔』、『読書』
	7 _____	ロダン作「考える人」を見て感動。 彫刻『女』



フェノロサ



岡倉天心

欧米の美術の手法を取り入れた近代の日本美術が誕生！



協力して日本の文化・芸術の復興に力を注いだ。東京美術学校設立！

欧米美術を導入した、黒田清輝と荻原守衛の代表作品！



黒田清輝



荻原守衛



横山大観



高村光雲



狩野芳崖

\*近代文学の特徴\* 話すように文章を書く口語表現。(言文一致という。)

	人物	作品など
ロマン主義	8	『みだれ髪』 『君死にたまたうことなかれ』
	9	『にごりえ』『たけくらべ』
自然主義	10	『一握の砂』
	11	『破戒』 (教科書 P.190~191 よく読んで!)
反自然主義	12	『坊っちゃん』、『こころ』 『吾輩は猫である』
	13	『舞姫』



\*科学の進歩\*

	人物	作品など
自然科学	14	破傷風菌、ペスト菌発見。 弟子の志賀潔は赤痢菌発見。
	15	黄熱病の研究。

\*就学率の上昇\*

- ・小学校就学率は1891年に50%をこえ、1907年に97%をこえる。
- ・義務教育期間は1907年に3年から6年に延長。音楽の授業では♪が歌われる。

	人物	作品など
音楽	16	「荒城の月」、「箱根八里」など。 文部省の中学校歌唱集に収められた。

【歴史 教科書 P.210～211 新しい文化と生活】

<大正時代の文化>

★文化の 17\_\_\_\_\_化…多くの民衆向けの文化が形成される。

- ・中等、高等教育の普及が進む。女子の進学率も高まる。
- ・活字文化が広がる。  
→円本（1冊 1円の文学全集）や、低価格の岩波文庫などが出版される。  
→子ども向けの雑誌が発行され、ヨーロッパ風の童謡や童話が広まる。
- ・活動写真（無声映画）からトーキー（有声映画）へ。
- ・蓄音器やレコードの普及→歌謡曲が全国に流行。
- ・1925年から、18\_\_\_\_\_が開始される。

<新しい思想や文化>

- ・西田幾多郎：「善の研究」→東洋と西洋の哲学を統一。
- ・志賀直哉：白樺派。人道主義の理想をかかげ、雑誌「白樺」を創刊。
- ・谷崎潤一郎：耽美派。美を最高のものとした。
- ・19\_\_\_\_\_：夏目漱石の門下。「羅生門」「河童」などの代表作。
- ・小林多喜二：プロレタリア文学を生む。代表作は「蟹工船」
- ・安井曾太郎：フランスに留学し、明るい色彩による独自の画風をつくりあげた。
- ・梅原龍三郎：印象派の作風を学び、日本の伝統を加えた色彩豊かな画風を確立。
- ・山田耕筰：日本最初のプロ・オーケストラを組織。（洋楽）
- ・宮城道雄：洋楽の形式を取り入れた新しい邦楽を発表。

<都市の生活>

- ・欧米風の生活様式が流行。  
→「文化住宅」…一部に洋間を設けたり、ガラス窓を採用したりした新しい住宅
- ・1923年に発生した 20\_\_\_\_\_により新たな都市計画も進む。

【歴史 教科書 P.144～151 ヨーロッパ近代革命】

- ～16世紀 ヨーロッパでは1 \_\_\_\_\_ がしかれ、王が絶対的な権力をにぎっていた。
- 17世紀～ 王権神授説を否定し、絶対王政に反対する啓蒙思想が各地に広まる→市民革命へ。
- 1215年 イギリスで『マグナ・カルタ』が発表され、王による不当な支配を批判。
- 1642年 イギリスでクロムウェルの指導により2 \_\_\_\_\_ 革命が起こる。
- 1688年 イギリスで3 \_\_\_\_\_ 革命が起こり、議会の話し合いにより国王が辞めさせられる。  
→『権利章典』が制定され、立憲君主制や議会政治が確立し、絶対王政が廃止された。
- 1776年 アメリカがイギリスとの独立戦争に勝利し、『4 \_\_\_\_\_ 宣言』を発表する。
- 1789年 アメリカ初代大統領に、5 \_\_\_\_\_ が就任する。
- 1789年 パリのバスチーユ牢獄が民衆に襲撃され、6 \_\_\_\_\_ 革命が始まる。  
→ルイ16世が処刑され、『7 \_\_\_\_\_ 宣言』が発表される。  
→軍人の8 \_\_\_\_\_ が権力をにぎり皇帝になるが、ヨーロッパ遠征に失敗。
- 18世紀後半、イギリスで9 \_\_\_\_\_ 革命が起こり、欧米に広まる→近代化を果たしアジア進出！ -----
- 1842年 イギリスは、アヘン戦争に勝利し10 \_\_\_\_\_ 条約を結び香港を得る。  
→清は国民に重税を課したため、11 \_\_\_\_\_ の乱が起こる。  
(※ イギリスはインドも植民地にしたため、インド大反乱も起きた。)
- 江戸幕府の老中12 \_\_\_\_\_ は外国船打払令を取り消した。
- 1853年 アメリカの東インド艦隊司令長官13 \_\_\_\_\_ が浦賀に来航し日本に開国を要求。  
→1854年に日米和親条約、1858年に日米修好通商条約(不平等条約)を結んだ。
- 1861年 アメリカでは奴隷制をめぐる対立から14 \_\_\_\_\_ 戦争が始まる。(日本と貿易しなくなる)  
→奴隷制に反対する北部が勝利し、15 \_\_\_\_\_ が大統領に就任する。
- 1871年 ドイツの“鉄血宰相”16 \_\_\_\_\_ が国内を統一し、急スピードで近代化！
- 19世紀頃 ロシアでは皇帝の強い支配力のもと、17 \_\_\_\_\_ 政策が始まる。(近代化は遅れていた)

資本主義と  
社会主義が  
生まれる

【資料で確認しよう！】



←① \_\_\_\_\_  
・著書：『統治二論』  
・抵抗権を唱える



←② \_\_\_\_\_  
・著書：『社会契約論』  
・人民主権



←③ \_\_\_\_\_  
・著書：『法の精神』  
・三権分立



←絶対王政の象徴。ルイ14世が、パリの郊外に建設した④ \_\_\_\_\_ 宮殿  
↓ 1789年に制定されたフランス人権宣言。

第1条 人は生まれながらに、⑤ \_\_\_\_\_ で \_\_\_\_\_ な権利を持つ。社会的な区別は、ただ⑥ \_\_\_\_\_ に関係のある場合にしか設けられてはならない。

【公民 教科書 P.36～37 人權の歴史】

<人權思想の成立と発展>

★1 \_\_\_\_\_ : 人が人間として当然もっている基本的な権利

☞ この権利が保障されるまでに…

(1215)・2 \_\_\_\_\_ : イギリス。国王の権力を制限。

(1689)・3 \_\_\_\_\_ : イギリス。名誉革命後、議会主権が認められる。

(1776)・4 \_\_\_\_\_ : アメリカ。イギリスの植民地支配からの独立。

(1789)・5 \_\_\_\_\_ : フランス。基本的人權の保障を示す。

→これらの宣言により、6 \_\_\_\_\_ 權や7 \_\_\_\_\_ 權が保障された。

イギリスやフランスの革命・アメリカ独立戦争に影響を与えたのは…

★8 \_\_\_\_\_ : 「統治二論」で抵抗權を唱える。

★9 \_\_\_\_\_ : 「社会契約論」で人民主權を唱える。

★10 \_\_\_\_\_ : 「法の精神」で三權分立を唱える。

☞ 19～20世紀、經濟の発展により貧富の差が拡大すると…

(1919)・11 \_\_\_\_\_ 憲法 : ドイツ。「人間に値する生存」の保障。

→これにより、人々の人間らしい生活を保障する 12 \_\_\_\_\_ 權が認められる。

☞ その後、人權思想は世界中へ広がる！！

(1948)・13 \_\_\_\_\_ 宣言 : 国際連合で採択。人權の国際的な保障。

<日本では・・・(教科書 P.37 の大日本帝国憲法の資料を読もう！)>

★14 \_\_\_\_\_ 憲法 : 1889年に制定された日本の最初の憲法。

・主權は 15 \_\_\_\_\_ にあり、国民は 16 \_\_\_\_\_ と表現された。

・国民の自由は 17 \_\_\_\_\_ でしか認められず、それらの権利は政府が定めた法律によって制限できるものであり、真の人權保障にはならなかった。

☞ その後、第二次世界大戦を経て…

★18 \_\_\_\_\_ 憲法 : 1946年11月3日公布、1947年5月3日施行。

・天皇主權を否定し、人權の保障を強化。

## 【公民 教科書 P.216 日本国憲法前文】

日本国民は、正当に(①) )された(②) )における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって(③) )のもたらす<sup>けいたく</sup>恵沢を確保し、(④) )の行為によって再び(⑤) )の惨禍が起こることのないように決意し、ここに(⑥) )が(⑦) )に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な(⑧) )によるものであって、その(⑨) )は(⑩) )に由来し、その(⑪) )は(⑫) )がこれを行行使し、その(⑬) )は(⑭) )がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の(⑮) )を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、(⑯) )を愛する諸国民の(⑰) )と信義に信頼して、われらの(⑱) )と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、(⑲) )と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている(⑳) )において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、(㉑) )のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに(㉒) )して他国を(㉓) )してはならないのであって、政治道徳の法則は、(㉔) )的のものであり、この法則に従うことは、自国の(㉕) )を維持し、他国と(㉖) )関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

【公民 教科書 P.217～218 日本国憲法における基本的人権】

日本国憲法第13条

すべて国民は、(27) )として(28) )される。  
 (29) )、(30) )、及び(31) )  
 に対する国民の権利については、(32) )に反しない限り、  
 立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

日本国憲法第14条

すべて国民は、(33) )であって、(34) )、  
 (35) )、(36) )、(37) )又  
 は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

全て暗記！

# 公民の基礎 人権編

暗唱テストします

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| ①憲法の誕生日        | 1946年11月3日公布、1947年5月3日施行     |
| ②憲法の基本原理       | 国民主権、平和主義、基本的人権の尊重           |
| ③基本的人権         | 自由権、平等権、社会権                  |
| ④基本的人権を守るための権利 | 参政権、請求権                      |
| ⑤自由権の種類        | 精神の自由、身体の自由、経済活動の自由          |
| ⑥社会権の種類        | 生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権     |
| ⑦参政権の種類        | 選挙権、被選挙権、国民投票権、国民審査権、請願権     |
| ⑧請求権の種類        | 裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事補償請求権     |
| ⑨労働基本権(労働三権)   | 団結権、団体行動権、団体交渉権              |
| ⑩労働三法          | 労働基準法、労働組合法、労働関係調整法          |
| ⑪国民の義務         | 勤労の義務、納税の義務、子どもに普通教育を受けさせる義務 |

👉 ①～⑪まで、この順番通りに何も見ないで、一度もつかえることなく、  
 スラスラと言えるようになるまで、(お風呂、トイレなどで)繰り返し唱えよう★  
 覚えたらお家の人にテストしてもらいましょう！！

【公民 教科書 P.8～9】 グローバル化

- ★1 \_\_\_\_\_ 化：もの・人・お金などが国境をこえて移動すること
- ★グローバル化が進む中で…
- ・ 2 \_\_\_\_\_ →国内で作られた商品と輸入された商品との間で、  
どちらがより良い品をより安く提供できるかを競い合うこと。
  - ・ 3 \_\_\_\_\_ →それぞれの国が、競争力のある得意な産業に力を入れ、  
競争力のない不得意な産業については外国からの輸入にたよること。
- ★日本では・・・
- ・ 食の国際化が進むとともに、4 \_\_\_\_\_ の低さが課題となっている。
  - ・ 国際社会における日本の役割も重要！ →5 \_\_\_\_\_ の必要性。
  - ・ 日本で暮らす外国人も増え、さまざまな文化を持った人々がともに生活する、  
6 \_\_\_\_\_ が進展。互いの文化を尊重し合うことが求められる。

【公民 教科書 P.10～11】 情報化

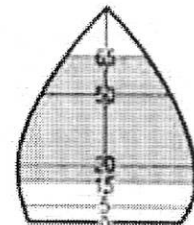
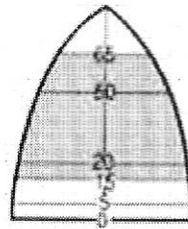
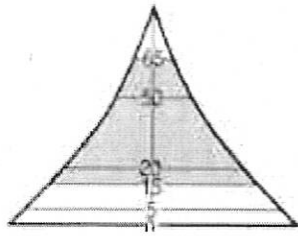
- ★7 \_\_\_\_\_ 化
- …メディアを活用して情報を得ることで、世界中の人と一瞬でコミュニケーションをとることができるようになり、情報の果たす役割が大きくなっていること。
- ★情報化社会のなかでは・・・
- ・ 大量の情報を正しく活用する力=8 \_\_\_\_\_ を身に付ける必要性。
  - ・ 情報を正しく利用していく態度=9 \_\_\_\_\_ が問われている。

【公民 教科書 P.12～13】 少子高齢化

- ★10 \_\_\_\_\_ 化
- …一人の女性が生む子どもの数（11 \_\_\_\_\_）が減少し、  
12 \_\_\_\_\_ がのびたことにより、高齢者の割合が低下すること。
- ・ 親と子ども、夫婦だけで構成される 13 \_\_\_\_\_ 世帯の割合が増加。
  - ・ 日本はの人口ピラミッドは・・・  
1930年には出生率も死亡率も高い 14 \_\_\_\_\_ 型だった。  
その後、15 \_\_\_\_\_ 型、さらに 16 \_\_\_\_\_ 型に変化した。



**(問題) 次の人口ピラミッドは何型?**



17 ( ) 型      18 ( ) 型      19 ( ) 型

**【公民 教科書 P.14~15】持続可能な社会に向けて**

★20 \_\_\_\_\_

…将来の世代の幸福と、現在の世代の幸福とが両立できる社会のこと。

→環境やエネルギー、人権や平和、伝統文化や宗教、防災や安全について、

自らの生活の在り方を見直し解決していかなければならない課題がたくさんある。

★21 \_\_\_\_\_ : 2011年3月11日に発生した大地震。

・最大震度7、津波による被害で死者と行方不明者が約1万8500人に上った。

・22 \_\_\_\_\_ 発電所で事故が起こり、大量の放射性物質が放出された。

・防災への取り組み、23 \_\_\_\_\_ エネルギーの導入が進んだ。

・復興活動の中で24 \_\_\_\_\_ をはじめとする多くの支援や協力。

**【公民 教科書 P.16~21】私たちの生活と文化の役割**

★文化…私たちが豊かな社会生活を送るために大きな役割を果たしている。

・25 \_\_\_\_\_ : 食料生産技術、航空技術、医学の発達など。

・26 \_\_\_\_\_ : 神や仏などを信じ、問いへの答えを見つけ出そうとする営み。

・27 \_\_\_\_\_ : 音楽や美術、文学など人生を豊かにするのに役立つもの。

→これらの文化が、人々の暮らしと平和のために役立つように努めていく必要がある。

★日本のさまざまな伝統文化

・28 \_\_\_\_\_ 文化 : 沖縄や奄美群島の人々によって受けつがれてきた文化

・29 \_\_\_\_\_ 文化 : 北海道の先住民族によって受けつがれてきた文化

→30 \_\_\_\_\_ 法に基づき有形、無形の文化財の保存に努めている。

★31 \_\_\_\_\_ : 互いの文化のちがいを認め合い、ともに生きていくこと。

→32 \_\_\_\_\_ : 異文化を理解しようとする態度が求められる。

【公民 教科書 P.24～31】 現代社会の見方や考え方

<私たちが属する社会集団 (P.24～25) >

★33 \_\_\_\_\_ : 人間が最初に出会う最も身近な社会集団

→日本国憲法第 24 条で、家族についての基本的な原則が次のように定められている

“34 \_\_\_\_\_ と 35 \_\_\_\_\_ の 36 \_\_\_\_\_ ”

★37 \_\_\_\_\_ : 社会的ルールを身につけ互いに支えあう大切な社会集団

→育児や介護、防災や安全、伝統文化の継承などにおけるこの集団の役割は重要。

その他、学校や部活動、会社などが社会集団にあたる。

★人間は、いくつかの社会集団に属しており、その一員として協力していかなければ

生きていくことも豊かに生活することもできない 38 \_\_\_\_\_ である。

<社会集団の中でトラブルが発生したら? (P.25～27) >

★39 \_\_\_\_\_  
…立場や意見の違いによる  
トラブルのこと。



★40 \_\_\_\_\_  
…互いの意見を聞き、話し合っ  
て解決策を導き出すこと。

合意を目指すときのポイントは?

・ 41 \_\_\_\_\_ …無駄のないようにすること。だれの満足も減らすこと  
なく全体の満足を増やす (お金、時間、もの、労力など)

・ 42 \_\_\_\_\_ …それぞれの立場が大切にされていること。

→43 \_\_\_\_\_ : 皆が話し合いに参加して決定  
するようになっているか。

→44 \_\_\_\_\_ : 話し合いの結果、不当に扱われ  
る人がいないか。

<社会生活でのトラブルを防ぐには… (P.28) >

★45 \_\_\_\_\_ が必要。

…対立を調整し、トラブルを解決したり、未然に防ぐことに役立っている。

★決まりができることで、

・それぞれに、46 \_\_\_\_\_ が与えられる。

→それを互いに守るためにも、それぞれがその決まりを守る 47 \_\_\_\_\_ や

48 \_\_\_\_\_ を果たさなければならない。

→そうすることで、社会集団の秩序が保たれる。

<決定の仕方 (P.29) >

★49 \_\_\_\_\_ : 反対する人を一人も出さずに意見をまとめて、決める。

→みんなが納得するが、決定に時間がかかることがある。

★50 \_\_\_\_\_ : より多くの人賛成する案を採用して決める。

→一定時間内で決定できるが、51 \_\_\_\_\_ することが大事。

<決まりは変更できる！ (P.30) >

・状況の変化に応じて決まりを見直す必要も生じてくる。

→決まりを見直し、変えていくことも大事！

<決まりが適切かどうか、評価するには… (P.30~31) >

(1) 目的を実現するための適切な手段になっているかどうか

(2) だれにとっても同じ内容を意味するものになっているか

(3) 決まりを作る過程にみんなが参加しているか

(4) 立場をかえても受け入れられるものになっているか

脈貳) みんなのお金や物、土地、労力などが無駄なく使われているか

→新たに作った決まりを評価するときは、この5つの観点で考えると効果的。

→対立が生じてても、話し合いで合意をしながら 52 \_\_\_\_\_ を目指す。